

寝具類等賃貸借契約書（案）

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、寝具類等の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約期間等）

第1条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（賃貸借物品等）

第2条 乙は、その保有する別表1の寝具類並びに別表2及び3の治療用布製品（以下「用品類」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを賃借する。

（賃貸借料及び賃貸借数量）

第3条 用品類の賃貸借料は別表1、2及び3の単価のとおりとし、賃貸借数量については甲の指示に従うものとする。

（洗濯及び補修）

第4条 洗濯及び補修を行った用品類を納品する際は、乙の負担で行い、乙は、平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知（最終改正令和4年9月21日医政地発0921第1号）の別添1に定める衛生基準に従い、これを適正に処理しなければならない。

（指導等）

第5条 乙は、用品類の洗濯等に係る施設、設備及び方法については甲及び関係官庁の指導を受け、またその検査に応じなければならない。

（用品類の受渡等）

第6条 用品類の受渡、納品及び検査等は、別紙仕様書により行うものとする。ただし、用品類の受け渡しは、甲の指示によりあらかじめ甲の定めた場所で行い、甲の指示する納品書を甲に提出し、その都度甲の検査を受けなければならない。

2 検査の結果不合格となった場合には、直ちに新たな用品類を用意のうえ、前項の規定に基づき納品しなければならない。

第7条 乙は指定された納期までに用品類を持ち込むことができないと見込まれるときは、遅滞なく甲に届け出るものとする。

2 甲は、前条の納期までに用品類を持ち込むことができなくなった場合であって、その事由が当事者双方の責に帰すことができない事由又は甲の責に帰すべき事由によるときは、相当と認める日時の延期を認めることができる。

（賃貸借料の支払）

第8条 乙は、毎月の用品類の賃貸借数量をまとめ、甲の履行確認後に甲に請求書を提出して賃貸借料を請求するものとする。甲は、乙の提出する請求書に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

2 消費税等は前項の請求額に10パーセント加算し、1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てて請求するものとする。

(管理)

第9条 甲は、用品類を甲の院内で使用し、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(補償)

第10条 甲は、用品類を万一、甲の重大な過失により破損又は紛失した場合には、当該用品類のその時点の評価額により、乙に補償するものとする。

(病毒感染防止等)

第11条 甲は、使用された用品類については病毒感染等の危険のないことを確認のうえ、乙に引き渡すものとする。

第12条 用品類に血痕、膿分泌物又は大小便等が付着したときは、甲が一次処理を行い、乙に引き渡すものとする。

(契約の保証)

第13条 乙が天災地変、労働争議その他の事情によって業務を遂行できなくなったときは、一般社団法人日本病院寝具協会との業務代行保証契約により乙の代わりにこの契約に基づく業務を代行するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号に掲げる場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反し、又はこの契約に関し甲に損害を及ぼしたとき。
- (2) 乙がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 乙が契約の解除を請求し、その事由が正当と甲が認めたとき。

2 前項の場合において、甲は乙に対しこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

第15条 甲がこの契約の条項に違反し契約の履行が不能となったときは、乙はこの契約を解除することができるものとする。

(再委託の制限)

第16条 乙は、第三者にこの契約に基づく業務の全部又は一部の履行を委任し、あるいは請け負わせてはならない。

2 この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、この契約の履行により知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第19条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は業務等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約について生じた疑義については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院
病院長

印

受注者

印

《別 記》

個人情報の保護に関する特約事項

1 乙の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集・作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報の複製等の制限

この契約を履行するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

7 返還義務

この契約を履行するため甲から提供された個人情報が記録された資料等(複写、複製したものと含む。)は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

8 不要情報の廃棄

この契約を履行するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

9 本特約事項に違反した場合の措置

甲は、乙が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

別記2

誓 約 書

私は、受託業務を遂行するに当たり、茨城県個人情報の保護に関する条例を遵守し、当該業務に關し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないことを誓約します。

茨城県立中央病院長 殿

令和8年4月1日

住所

氏名